

別紙

諮問第921号

答 申

1 審査会の結論

本件開示決定のうち、本件対象保有個人情報1を開示とした決定は妥当であるが、本件対象保有個人情報2を開示とした決定は取り消し、審査請求人から本件対象保有個人情報2と同時にファクシミリで送信された2枚を加えた3枚を対象保有個人情報として特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇～〇日位にかけて東京都福祉保健局医療安全課（28階）及び福祉保健局の総務部（27階）に〇〇病院（〇〇区〇〇）に関する平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日の監査後の指導の確認のFAX、申告。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年1月8日付けで行った本件開示決定について、それを取り消し、あらためて開示することを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求で指定された期間（以下「特定期間」という。）において、審査請求人から二つの主務課（福祉保健局医療政策部医療安全課（以下「医療安全課」という。）及び福祉保健局総務部総務課（以下「総務課」という。））にファクシミリで送信された文書を探索し、医療安全課は「請求者からの申告が記載された平成〇年〇月〇日（以下「特定日A」という。）付けのファクシミリ」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を、総務課は「請求者からの申告が記載された平成△年△月△日（以下「特定日B」という。）付けのファクシミリ」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を対象保有個人情報として特定し、開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年1月13日に実施機関から理由説明書を、同年3月16日に審査請求人から意見書を收受し、同年1月21日（第219回第二部会）から同年4月15日（第221回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が、医療法（昭和23年法律第205号）25条1項に基づき〇〇病院（以下「本件病院」という。）に対して実施機関が行ったと主張する立入検査（以下「特定日の立入検査」という。）後に、本件病院に指導した内容を確認するため、特定期間に、医療安全課及び総務課宛てにファクシミリにて送信した申告内容の開示を求めるものと解される。

審査請求人は、審査請求書において、開示対象の不足を指摘し、本件開示決定を取り消し、改めて開示することを求めていることから、審査会は、本件対象保有個人情報1及び2の特定の妥当性について判断する。

なお、実施機関は、理由説明書において、総務課にて審査請求人に開示内容の説明を行った際、開示対象の不足について指摘を受けたことから、後日不足分について追加の開示決定を行い、審査請求人に電話で開示の準備が整った旨を伝えたと主張している。

一方、審査請求人は、意見書において、追加の開示決定通知書は自宅に届いていないと主張していることから、審査会が、実施機関に確認したところ、実施機関は当該通知書を審査請求人に送付しておらず、当該通知書は実施機関にて保管していたとのことであった。

当該通知書が審査請求人に到達していない状態では、当該処分の効力が生じて

いるとは認められないため、審査会は、追加の開示決定については考慮しない。

イ 本件対象保有個人情報 1 及び 2 の特定の妥当性について

(ア) 本件対象保有個人情報 1 について

本件対象保有個人情報 1 は、審査請求人が特定日 A 付けで医療安全課職員宛てにファクシミリで送信した文書 1 枚で、本件病院に関する申告内容が記載されており、ファクシミリの発信元情報も印字されている。

審査会が、当該発信元情報を確認したところ、送信日付は特定期間の始期の一日前のものであり、ページ番号は 1 分の 1 と記載されていた。この点について実施機関に確認したところ、医療安全課には特定期間内に審査請求人から届いたファクシミリは存在せず、特定期間の直前又は直後で受信したものは、本件対象保有個人情報 1 のみであったことから、本件開示請求に係る保有個人情報として特定したとのことである。

上記送信日付は特定日の立入検査後の日付であるため、当該文書の特定は、立入検査後の指導の確認を求めるとする審査請求人の請求の趣旨に沿うものと認められる。また、審査請求人は、意見書において、本件対象保有個人情報 1 を特定し開示とした決定については「全開示で受領しており、取下げを検討したい」と主張している。

以上から、本件開示請求に対し本件対象保有個人情報 1 を特定し、全部を開示した実施機関の決定は妥当である。

(イ) 本件対象保有個人情報 2 について

a 本件対象保有個人情報 2 は、審査請求人が特定日 B 付けで総務課職員宛てにファクシミリで送信した文書 1 枚であり、医療安全課が本件病院に対し申告内容の確認をしていないことを総務課に訴える内容が記載されている。

b 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、本件病院から雇用契約書を交付されていないこと、労働条件の一方的な不利益変更及び本件病院の医療安全管理体制に係る問題等について、医療安全課の職員に申告し、指導や改善を強く求めたが、医療安全課は適切な対応を怠ったと主張している。

また、審査請求人は、ファクシミリで3枚送信したので1枚だと一部開示になるため、全部開示なら3枚開示すべきであると主張している。

実施機関は、特定期間内に審査請求人から届いた総務課職員を名宛人とするファクシミリ1枚が本件開示請求の対象に該当するとして特定し、開示決定を行ったと主張している。

- c 審査会が、審査請求人が総務課に3枚のファクシミリを送信したと主張している点について実施機関に確認したところ、実施機関には本件対象保有個人情報2のほか2枚のファクシミリが届いていることが判明した。

審査会がそれら3枚の文書を見分したところ、全文書にファクシミリの発信元情報が印字されており、発信元名称、送信日付及び時刻は全て同一で、ページ番号は1から3までの連番となっていることを確認した。これらのことから、3枚の文書は同時に実施機関宛てにファクシミリで送信されたものと推定される。

また、本件対象保有個人情報2以外の2枚のファクシミリは、いずれも医療安全課職員宛てのもので、審査請求人が本件病院への指導等を求める申告内容が記載されていた。

前記bの審査請求人の主張を踏まえると、審査請求人が当該3枚のファクシミリを総務課に送信した趣旨は、医療安全課が審査請求人の申告に対して適切な対応を怠ったとする点について、総務課に確認を求めるものと解されることから、当該3枚のファクシミリは一体として意味をなすものと考えられる。

以上から、本件開示請求に対し、実施機関が総務課職員を名宛人としたファクシミリ1枚のみを対象保有個人情報として特定したのは、特定不足と言わざるを得ない。

したがって、実施機関は、当該3枚のファクシミリを対象保有個人情報として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子